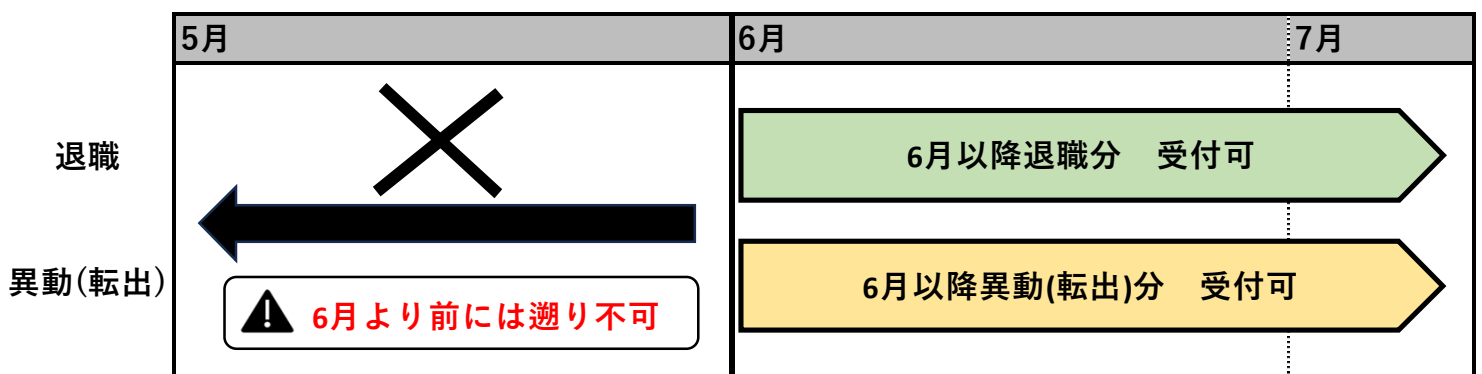


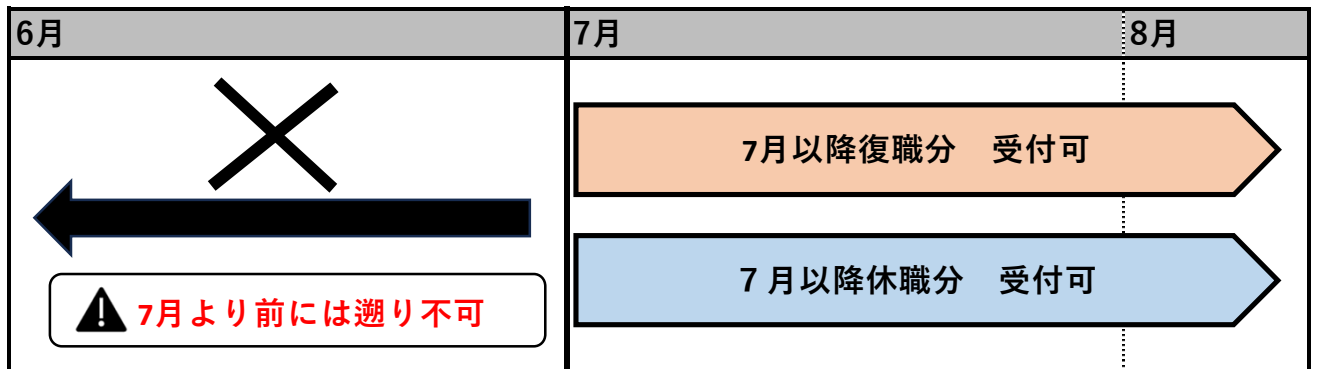
届出書類ご提出にあたってのご注意

- 届出書類の遡り期間は本来2か月ですが、6月は掛金等の更新月のため、6月11日以降に到着する書類につきましては、以下の遡り手続きができませんのでご注意ください。

退職・異動(転出)



復職・休職



- 加入手続きにつきましては、通常月の通り、2か月まで遡及手続きが可能です。
- なお、ご不明な点等ございましたら、共助会事務局までお問い合わせください。

届出書類の提出期限は毎月10日(土日祝日の場合、前営業日)15時、原本必着ですが、昨今の郵便事情により、期限に間に合わないといった事象が発生しております。ご提出の際には確実に期限までに到着する方法でご提出いただくようお願いいたします。